

○銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3の規定による医師の指定

(平成27年6月2日 神奈川県公安委員会告示第3号)

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第12条の3に規定する医師として次のとおり指定した。

銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3の規定による医師の指定(平成24年神奈川県公安委員会告示第5号)は、廃止する。

医師の氏名	医療機関の名称	所在地	診断の対象者の区分	指定年月日	指定期間満了年月日
寺崎 太洋	医療法人社団正慶会栗田病院	川崎市幸区小倉2丁目30番13号	1 銃砲刀剣類所持等取締法第5条第1項第3号に掲げる政令で定める病気(2に定める病気を除く。)にかかっている疑いのある者又は同項第4号若しくは第5号に該当する疑いのある者 2 銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号)第8条第3号に掲げる病気にかかっている疑いのある者 3 介護保険法(平成9年法律第123号)第5条の2に規定する認知症である疑いのある者	平成27年6月1日	平成30年5月31日
竹林 裕直	同	同	同	同	同
藤井 潤	同	同	同	同	同
光嶋 茶丘子	同	同	同	同	同
本杉 真帆	同	同	同	同	同
日野 博昭	特定医療法人社団鵬友会横浜ほうゆう病院	横浜市旭区金が谷644番地1	同	同	同
澁谷 克彦	同	同	同	同	同
竹田 礼子	同	同	同	同	同